

議案第 20 号

専決処分の承認を求めることについて

狭山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成 26 年 4 月 24 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

地方税法施行令が改正され、施行期日の関係により、緊急に狭山市国民健康保険税条例を改正する必要性が生じ、平成 26 年 3 月 31 日に狭山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

別紙

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、専決処分する。

狭山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

条例別紙のとおり

平成２６年３月３１日

狭山市長 仲 川 幸 成

狭山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

狭山市国民健康保険税条例（昭和２９年条例第３３号）の一部を次のように改正する。

第１９条第２号中「（当該納税義務者を除く。）」を削る。

附 則

- １ この条例は、平成２６年４月１日から施行する。
- ２ 改正後の第１９条第２号の規定は、平成２６年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成２５年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。